

警視庁統計資料収集規程

昭和 40 年 12 月 25 日

訓令甲第 33 号

〔沿革〕昭和 41 年 12 月 訓令甲第 27 号

42 年 2 月 同第 2 号、7 月同第 22 号

43 年 1 月 同第 1 号、10 月同第 33 号、11 月同第 40 号

44 年 7 月 同第 19 号

45 年 3 月 同第 6 号

46 年 3 月 同第 2 号、8 月同第 20 号、9 月同第 21 号、12 月同第 33 号

48 年 3 月 同第 7 号

平成 5 年 11 月 同第 21 号

11 年 3 月 同第 6 号

21 年 3 月 同第 3 号改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁における統計資料の収集等について、その適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(統計資料の総括主管者)

第 2 条 総務部長は、次の各号に掲げる事務を総括するものとする。

- (1) 統計資料の収集事務について、各部の調整に関すること。
- (2) 警視庁統計書その他統計資料の編集に関すること。
- (3) 警察庁長官に対する統計資料の収集及び報告に関すること。
- (4) 統計資料の整理保管に関すること。

(統計資料の作成、報告)

第 3 条 所属長は、所掌事務に関し、総務部長が定める統計資料を作成して総務部長（文書課史料編さん係経由）に報告しなければならない。

(統計資料収集の特例)

第 4 条 総務部長は、前条に規定する統計資料以外の資料であつても、必要と認めるときは、当該所属長に対し、その作成、報告を求めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 41 年 1 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁統計事務運営規程（昭和 30 年 12 月 8 日訓令甲第 16 号）は、廃止する。

（経過規定）

3 この訓令の施行後に報告することとなる昭和 40 年中の統計資料については、なお従前の例による。

以下改正付則抄録

付 則（昭和 41 年 12 月訓令甲第 27 号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この訓令の施行後において報告することとなる昭和 41 年中の統計資料については、なお従前の例による。

付 則（昭和 42 年 2 月訓令甲第 2 号）

この訓令は、昭和 42 年 2 月 15 日から施行し、同年 1 月 1 日から適用する。